

平成 22 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 TLホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長 矢野広一
(コード 3777 大証ヘラクレス)
問合せ先 取締役財務統 HUANG LIAOZHAN
(TEL. 03-6275-2012)

会計監査人の異動及び一時会計監査人の選任に関するお知らせ

本日平成 22 年 5 月 14 日開催の当社監査役会において、監査役会全員の同意を以って、監査役会の決議により、会社法第 340 条第 1 項の規定に基づき、当社の会計監査人である清友監査法人を解任したとともに、会社法第 346 条第 4 項及び第 6 項の規定に基づき、新たに一時会計監査人として監査法人元和を選任いたしましたので、以下のとおりお知らせいたします。

なお、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項及び第 2 項の監査証明を行う公認会計士等の異動につきましても同様であります。

記

1. 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

清友監査法人による監査におきまして、その監査姿勢、監査方法など全般に亘って監査法人として、著しく公正を欠き、その職務、責任を果たすことが期待出来ないことから、会社法第 340 条第 1 項により、監査役全員の同意を以って、監査役会の決議により清友監査法人を解任いたしました。

当社としては、これまで同監査法人に対しまして誠意を持って対応し、必要な資料提供、説明等を行ってまいりましたが、同監査法人は合理的かつ妥当な説明もなく、一方的な意見表明、指摘をするばかりで徒らに監査日程の順延を図るのみならず、自らの要求が入れられなければ監査意見を差し控えるという発言を繰り返してまいりました。当社としましては、これまで議論を重ねてまいりましたが、会社法第 340 条第 1 項所定の解任事由に該当するものと当社監査役会が判断し、本日平成 22 年 5 月 14 日付を以って解任を決議いたしました。

また、本日開催の監査役会において会社法第 346 条第 4 項及び第 6 項の規定に基づき、一時会計監査人として監査法人元和を選任し、本日付で一時会計監査人に関する監査契約を締結いたしましたのでお知らせいたします。

なお、金融商品取引法監査に関しましても同様に変更になります。

2. 解任する会計監査人の名称及び事務所所在地等

名 称 清友監査法人

所在地（主たる事務所）京都市中京区六角通東洞院西入堂之前町 254 番地WE S T18

（従たる事務所）東京都港区虎ノ門一丁目 3 番 6 号彩翠ビル

業務執行社員（直近） 公認会計士 田口 邦宏

公認会計士 佐藤 紀彦

3. 就任する一時会計監査人の名称及び事務所所在地等

名称 監査法人元和

所在地（主たる事務所）東京都渋谷区猿楽町九丁目 8 番

パシフィックレジデンス代官山猿楽町 602

業務執行社員の氏名 公認会計士 山野井俊明

公認会計士 根本 俊一

4. 異動年月日 平成 22 年 5 月 14 日

5. 退任する会計監査人の直近における就任日

平成 20 年 3 月 26 日就任

平成 22 年 3 月 31 日重任

6. 退任する会計監査人が直近 3 年間に作成した監査報告書等における意見等

適正意見を受領しております。

7. 1 の理由及び経緯に対する監査報告書等の記載事項に係る退任する会計監査人の意見等

特段の意見はない旨の回答を得ております。

8. 退任する会計監査人が 7 の意見を表明しない理由及び当社が退任する会計監査人に対し、

意見の表明を求めるために講じた措置の内容

該当事項はありません。

以 上